5　法第六十八条の九十第六項第一号ロに規定する政令で定める外国法人は、租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（当該締約国又は締約者に係る内水及び領海並びに排他的経済水域又は大陸棚に相当する水域を含む。）内に同号ロに規定する化石燃料を採取する場所を有する外国法人とする。

6　第四項の規定は、法第六十八条の九十第六項第一号ロに規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第四項中「他の法人」とあるのは「他の外国法人」と、「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と読み替えるものとする。

7　法第六十八条の九十第六項第二号に規定する支払を受ける利子に準ずるものとして政令で定めるものは、支払を受ける手形の割引料、法人税法施行令第百三十九条の二第一項に規定する償還有価証券に係る同項に規定する調整差益その他経済的な性質が支払を受ける利子に準ずるもの（法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引による同条第一項に規定するリース資産の引渡しを行つたことにより受けるべき対価の額のうちに含まれる利息に相当する金額を除く。）とする。

8　法第六十八条の九十第六項第二号に規定する政令で定める利子の額は、次に掲げる利子（前項に規定する支払を受ける利子に準ずるものを含む。以下この項において同じ。）の額とする。

一　割賦販売等（割賦販売法第二条第一項に規定する割賦販売、同条第二項に規定するローン提携販売、同条第三項に規定する包括信用購入あつせん又は同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに相当するものをいう。以下この号において同じ。）を行う部分対象外国関係会社でその本店所在地国においてその役員又は使用人が割賦販売等を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものが行う割賦販売等から生ずる利子の額

二　部分対象外国関係会社（その本店所在地国においてその行う金銭の貸付けに係る事務所、店舗その他の固定施設を有し、かつ、その本店所在地国においてその役員又は使用人がその行う金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものに限る。以下この号において同じ。）がその関連者等（次に掲げる者をいう。次号において同じ。）に対して行う金銭の貸付けに係る利子の額

イ　当該部分対象外国関係会社に係る法第四十条の四第一項各号、第六十六条の六第一項各号及び第六十八条の九十第一項各号に掲げる者

ロ　第三十九条の百十四の二第十四項第一号中「法第六十八条の九十第二項第三号ハ⑴に掲げる事業を主として行う外国関係会社」とあるのを「外国関係会社（法第六十八条の九十第六項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社に該当するものに限る。以下この項において同じ。）」と、同項第二号中「法第六十八条の九十第二項第三号ハ⑴に掲げる事業を主として行う外国関係会社」とあるのを「外国関係会社」と、「同条第一項各号」とあるのを「法第六十八条の九十第一項各号」と、同項第三号から第六号までの規定中「法第六十八条の九十第二項第三号ハ⑴に掲げる事業を主として行う外国関係会社」とあるのを「外国関係会社」と読み替えた場合における当該部分対象外国関係会社に係る同項各号に掲げる者

ハ　当該部分対象外国関係会社（第三十九条の百十四の二第八項に規定する統括会社に該当するものに限る。）に係る同条第六項に規定する被統括会社

三　法第六十八条の九十第六項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社が当該部分対象外国関係会社に係る関連者等である外国法人（前号（イからハまでを除く。）に規定する部分対象外国関係会社及び同条第八項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社に限る。）に対して行う金銭の貸付けに係る利子の額

第三十九条の百十七の二第九項を削り、同条第十項中「第六十八条の九十第四項第四号」を「第六十八条の九十第六項第四号」に、「株式等」を「有価証券」に、「第五項に規定する移動平均法に準じて」を「移動平均法（有価証券を銘柄の異なるごとに区別し、銘柄を同じくする有価証券（以下第十一項までにおいて「同一銘柄有価証券」という。）の取得をする都度その同一銘柄有価証券のその取得の直前の帳簿価額とその取得をした同一銘柄有価証券の取得価額との合計額をこれらの同一銘柄有価証券の総数で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法をいう。）により」に改め、「（同号に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）を削り、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第六十八条の九十第四項の」を「第六十八条の九十第六項の」に、「株式等」を「有価証券」に、「第六項に規定する総平均法に準じて」を「総平均法（有価証券を銘柄の異なるごとに区別し、同一銘柄有価証券について、事業年度開始の時において有していたその同一銘柄有価証券の帳簿価額と当該事業年度において取得をしたその同一銘柄有価証券の取得価額の総額との合計額をこれらの同一銘柄有価証券の総数で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法をいう。）により」に、「第六十八条の九十第四項第四号」を「第六十八条の九十第六項第四号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十一項中「第六十八条の九十第四項の」を「第六十八条の九十第六項の」に、「総平均法に準じて」を「総平均法（有価証券を銘柄の異なるごとに区別し、同一銘柄有価証券について、事業年度開始の時において有していたその同一銘柄有価証券の帳簿価額と当該事業年度において取得をしたその同一銘柄有価証券の取得価額の総額との合計額をこれらの同一銘柄有価証券の総数で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法をいう。）により」に、「第六十八条の九十第四項第四号」を「第六十八条の九十第六項第四号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十項中「第六十八条の九十第四項の」を「第六十八条の九十第六項の」に、「総平均法に準じて」を「総平均法（有価証券を銘柄の異なるごとに区別し、同一銘柄有価証券について、事業年度開始の時において有していたその同一銘柄有価証券の帳簿価額と当該事業年度において取得をしたその同一銘柄有価証券の取得価額の総額との合計額をこれらの同一銘柄有価証券の総数で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法をいう。）により」に、「第六十八条の九十第四項第四号」を「第六十八条の九十第六項第四号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

11　前二項に規定する同一銘柄有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法は、有価証券の種類ごとに選定するものとする。

12　法第六十八条の九十第六項の連結法人は、その有価証券につき選定した一単位当たりの帳簿価額の算出の方法を変更しようとする場合には、あらかじめ連結親法人の納税地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

13　法第六十八条の九十第六項第六号に規定する政令で定める取引は、外国為替の売買相場の変動に伴つて生ずる利益を得ることを目的とする投機的な取引とする。

第三十九条の百十七の二第十九項から第二十一項までを削り、同条第十八項中「特定外国子会社等」を「部分対象外国関係会社」に、「特許権等」を「固定資産」に、「船舶等」を「無形資産等」に、「第十五項」を「第十七項」に、「第十六項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十七項中「第六十八条の九十第四項の」を「第六十八条の九十第六項の」に、「前二項」を「第十七項及び前項」に、「特定外国子会社等」を「部分対象外国関係会社」に、「特許権等又は船舶等」を「固定資産又は無形資産等」に、「第六十八条の九十第四項第六号又は第七号」を「第六十八条の九十第六項第八号又は第九号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十六項を削り、同条第十五項中「第六十八条の九十第四項第六号」を「第六十八条の九十第六項第九号」に、「特定外国子会社等」を「部分対象外国関係会社」に、「第十七項及び第十八項」を「次項及び第二十一項」に改め、「（次項において「償却限度額」という。）」を削り、同項を同条第十九項とし、同条第十四項中「第六十八条の九十第四項第六号」を「第六十八条の九十第六項第九号」に、「特許権等（同項第六号に規定する特許権等をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を「無形資産等」に改め、同項第一号中「特定外国子会社等」を「部分対象外国関係会社」に、「特許権等」を「無形資産等」に改め、同項第二号中「特定外国子会社等」を「部分対象外国関係会社」に、「特許権等」を「無形資産等」に、「対価」を「相当の対価」に、「法第六十六条の六第三項に規定する特定事業」を「株式等若しくは債券の保有、無形資産等の提供又は船舶若しくは航空機の貸付け」に改め、同項第三号中「特定外国子会社等」を「部分対象外国関係会社」に、「特許権等」を「無形資産等」に、「対価」を「相当の対価」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十三項の次に次の四項を加える。

14　次に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額（法第六十八条の九十第六項第一号から第六号までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額及び法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つた取引として財務省令で定める取引に係る利益の額又は損失の額を除く。）は、法第六十八条の九十第六項第七号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額に含まれるものとする。

一　所得税法第二条第十二号の二に規定する投資信託の収益の分配の額の合計額から当該収益の分配の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額